

[第17回広陵町ごみ処理町民会議 議事概要]

| | |
|---------------------------------|--|
| 日時：平成29年9月29日（火曜日）14：00 ～ 15：30 | |
| 場 所 | クリーンセンター広陵3階研修室大 |
| 議事内容 | <p>(1) 第15回、第16回の議事概要について</p> <p>(2) 山辺・県北西部広域環境衛生組合進捗状況</p> <p>(3) ごみ処理施設とごみ中継施設の比較について</p> <p>(4) ごみ中継施設整備手法別対比表（案）</p> <p>(5) 現施設操業停止後の跡地利用及び中継施設建設スケジュール（案）</p> |
| 鍵谷前会長あいさつ | <p><幹事会での内容の説明></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回、前々回の議事概要の件 ・ 広域組合の進捗状況の説明 ・ ごみ処理施設と中継施設の比較の件 ・ 中継施設整備手法の対比表 ・ 再度スケジュールを示す |
| 山村町長あいさつ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 町長選挙があり2期目のスタート ・ 任期中に中継施設を完成 ・ 広域組合の件 ・ ダイオキシン問題のお詫びとフェニックスセンター搬入再開の件 |
| 松井副町長あいさつ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 9/22付けで町長より選任いただき、議会で承認いただき副町長に就任させていただきました。 ・ 跡地の利用、中継施設の建設の意見をいただき進めていきたい。 |
| 畑守委員紹介 | <p>○前古寺区長の畑守氏が前回の会議の中で承認いただいたので、今回から参加いただいている。</p> |
| 資料確認 | <p>○事前に配布させていただく予定であったが、会長との事前会議も遅くなり、今回は当日配布となった件についてお詫びをする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山辺・県北西部広域環境衛生組合進捗状況【資料1】 ・ ごみ処理施設とごみ中継施設の違い【資料2】 |

| | | | |
|------------------------|------------------|--|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ中継施設整備手法別対比表【資料3】 ・現施設操業停止後の跡地利用及び中継施設建設スケジュール【資料4】の確認 | |
| 【議事概要】 | | | |
| (1) 第15回、第16回の議事概要について | | | |
| 発言者 | | 回答者 | |
| 会長 | 議事の概要を事務局説明願います。 | 事務局 | <p>第15回の議事概要は修正等の連絡がなかったので、この内容でHPに掲載します。</p> <p>第16回の議事概要の説明を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議事(1) 委嘱状の交付 2年の任期切れに伴うものであり、変更なしの再任となる。任期はH31.3.31となる。 ・議事(2) 会長、副会長及び幹事会について 事前の幹事会で前回と同様で継続をお願いし快諾を得てみなさんの意見を聞いたところ、反対なしで幹事をお願いした。 ・議事(3) 第14回、第15回の議事概要について 説明した。 ・議事(4) 協定書に基づく跡地利用について クリーンセンターの敷地面積、建物面積、現施設のごみピットから北側の炭化施設面積の説明と現施設の平面図、立面図、断面図等の用途を資料4枚で示した。 ・議事(5) 跡地利用及び中継施設建設スケジュール |

| | | | |
|-----------------------------|---|-----|---|
| | | | 以前からのスケジュールは跡地利用については全く触れていなかったため、今回跡地利用スケジュールとごみ中継施設建設場所の選定及び方針決定までのスケジュールを示した。 |
| 会長 | 第15回、第16回の議事概要を簡単に説明いただきました。15回はホームページにアップされていて、16回はこれからですか。 | 事務局 | 15回は修正等ありませんでしたので、これからアップさせていただきます。16回につきましても、修正等がなければ、次回に報告させていただいた後から、アップさせていただきますこととなります。 |
| 会長 | わかりました。それほど大きい問題はないけど、誤字脱字をよく見ていただいて、気がついたところがあれば事務局までお知らせください。 | | |
| (2) 山辺・県北西部広域環境衛生組合進捗状況について | | | |
| 発言者 | | 回答者 | |
| 会長 | 次に、議事(2)の山辺・県北西部広域環境衛生組合の進捗状況について説明願います。 | 事務局 | 資料1をご覧ください。前回H29.2.21まではペーパーで報告済ですので、それ以降の分を報告させていただきます。 H29.5.11に第11回ごみ処理広域担当者会議があり、共同する事務の変更やH30年度からの事務局の体制及び職員派遣の説明がありました。次にH29.5.29に第4回山辺・県北西部広域環境衛生組合運営協議会を開催され、先ほどの担当者会議の内容を各首長に説明しております。次にH29.6.15に第12回ごみ処理広域担当者会議があり、H29の組合議会定例会やH28の決算について説明があった。他、あわせごみや |

| | | | |
|--------------------------|---|-----|--|
| | | | <p>処理困難物等の説明や最終処分場の説明がありました。次に H29.7.26に第5回に山辺・県北西部広域環境衛生組合運営協議会が開催され、前の担当者会議の内容を各首長に説明がありました。最後に H29.8.22に山辺・県北西部広域環境衛生組合議会第2回定例会が開催され、議長、副議長の選挙、監査委員の選任及びH28一般会計歳入歳出決算の認定について審議され可決いただいております。以上です。</p> |
| 会長 | この件について、何か質問はございませんか。 | | |
| 委員 | 細かいことですが、資料1の中程に、あわせごみというのがあります。どういったごみですか。 | 事務局 | <p>広陵町でいいますと、靴下のくずとかハギレで、大和高田市ですとヘップくずなどをあわせごみといい、これらは産廃扱いとなるため、天理市では受入しないという形になります。処理困難物ですが、テレビ、冷蔵庫、廃タイヤ、スプリングマットなどで、テレビ、冷蔵庫、廃タイヤは今まで受入できなく、スプリングマットは持込できることになっております。最終、細々としたことの内容の会議になっておりますので、また報告させていただきます。</p> |
| 会長 | わかりました。そういう物をあわせ産廃で産廃扱いで受入できないということですね。 | | |
| (3) ごみ処理施設とごみ中継施設の違いについて | | | |
| 発言者 | | 回答者 | |
| 会長 | 次の(3)ごみ処理施設とごみ中継施設の違いについてですが、私 | 会長 | 資料2を説明させていただきます。 |

| | |
|------------------------------|--|
| <p>の専門ですので、私の方でまとめてみました。</p> | <p>ごみ処理施設とごみ中継施設の比較という形でまとめています。</p> <p>これは協定書を何度も見ているかと思いますが、協定書の中に色々のごみ処理施設の話しがでて参りまして、それを一つずつ検討して中身を精査しながらどういうことを意味するのか、それほど詳しく書いてないので、基本的なことをきちんと頭に入れながら検討する方がよいのではないかと、つい思い込みというものもありますので、確かにごみ処理施設と中継施設も似てはいるんですけど、文書できっちりと比較するのはなかったような気がするので、文書化してみました。</p> <p>私も環境省が認定する講習会を受けて試験に合格し講習会等を20数年間してきたので詳しいです。</p> <p>ごみの取扱施設は大きく分類すると廃棄物の運搬と処理があり、内容が全く違ってきます。ごみ焼却、メタン発酵施設、ごみ固形燃料化、炭化施設、リサイクル施設、最終処分施設などを処理施設といい、中間処理というのは、ごみの減容化、安定化、資源化してまた破碎して、選別、圧縮、焼却、発酵して性質をかえて安全なものに変えていくことをいい、こういうのが大きな目的になる。</p> <p>ごみ焼却施設とごみ中継施設の大きな違いは、ごみを燃やすか、燃やさないかであります。</p> <p>燃えた物は全てガスになり、大気として出て行きます。併せて汚染物</p> |
|------------------------------|--|

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>質が発生するので、それを除去しないといけません。量は通常家庭ごみでは焼却の場合1/6、1/7になります。1/7になるということは、6/7はガスになって大気に出ていると考え、ごみ焼却は良し悪しがあると思う。出てきたごみをただ埋立処分に任せるのではなく、日本の場合はそういう方式を採用してきた。</p> <p>廃棄物処理の経緯を簡単におさらいしました。</p> <p>平成10年代にダイオキシン対策として法改正により、3R方式を取り入れ基本的にダイオキシンはどんな焼却炉で発生するのかを全国で1,000カ所ほど実施調査をして、焼却炉には8時間運転タイプ、16時間運転タイプ、24時間運転タイプと3種類あり、特に8時間と16時間は朝1回火をつけて、終わる頃に火を消す。このタイプは非常にダイオキシンが発生しやすいのが分かった。このため24時間連続で火を消さないで連続タイプの方式で統一してダイオキシンの発生を抑制していこうという対策が行われた。</p> <p>この規模は約100tが目安になる。人口では約8万人から10万人くらいの都市ごみです。これに対し、国は実践するために日量100t以下は補助対象にしないという国の施策です。100tに満たない10万人に満たないところは広域化しか補助金対象にならない。ま</p> |
|--|--|---|

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>た、ごみを固形燃料化（RDF）や炭化して有効利用して処理してはどうかと推進してきた。固形燃料化は100t以下でも補助金は出しますというのが切り札になる。</p> <p>ごみ処理町民会議では、ごみ処理方法の検討の中で、最近のごみ処理方法を視察し、処理技術、ごみ形成等色々と勉強してきた。その中で広域処理、民間委託、単独処理と3方法が想定されるが、どうすべきか決めかねていたところに、天理市での広域化の話があり、広陵町も参加する運びとなった。その結果、ごみ処理施設の建設から、ごみ中継施設の選定を検討することとなった。</p> <p>H29.3.31 付けで「広陵町ごみ処理町民会議 中間報告書」として町長に報告したところである。</p> <p>次にごみ処理施設とごみ中継施設の比較があります。いずれもごみの取扱施設ではありますが、協定書ではごみの取扱とは書いてないし、それは色々と異論のあるところですが、私も裁判もやっています。法律的な位置付け、手続き、環境への影響にどれくらいの違いがあるのか、頭の中ではみなさんに理解してもらっていると思うが、きちんと整理してその違いを頭に入れながら協定書についてもう一度頭を整理して見直しては良いのではないか。という気がして整理して比較を試みた。</p> <p>各施設の発生源と環境影響の内容についてはごみ焼却施設である</p> |
|--|--|--|

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>うが、ごみ中継施設であろうが、ごみ収集車両の出入りもあるし、ごみピットで貯留をしたり搬送する共通の項目として出てまいります。個別にはごみの焼却と積み替えに係る設備、機器類の違いが個別の項目でごみ焼却施設の発生源、何が環境に与えるようなものか、ごみピットに投入する時に音は出るし、クレーン、コンベア、コンプレッサ、破碎・圧縮、焼却すればモーターも動かすし、排ガスも出るし、排ガス関係の送風機、この辺り一連の環境影響評価に出てくる。これについては基本的に焼却炉は廃棄物処理法が適用される。</p> <p>例えば、この中で燃焼温度は 800℃以上にしなさい、燃える時間、滞留時間は 2 秒以上しなさい、排ガス温度をおおよそ 200℃にしなさい、完全燃焼が発生を防止するので、目安となる一酸化炭素濃度を 100ppm 以下にしなさい、とかが基準が法律に書かれています。排ガスについては大気汚染防止法、ダイオキシン類特別措置法が適用されます。</p> <p>規制項目では、大気汚染防止法ではばいじん、ばいじんとは物の燃焼に際して起こる粒子状の物質で、粉じんというのは物の破碎とか圧縮とかで発生する粒子状の物質で、ばいじんと粉じんの違いを理解してもらい、その他硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、それからダイオキシン類濃度の 5 項目です。この法律</p> |
|--|--|--|

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>の中で排ガスについて規制されている。</p> <p>排水については、水質汚濁防止法がかかってきまして、あるいは、ダイオキシン類特別措置法が係ってきますが、これはごみピット排水で処理して公共用水域に放流する場合で次の項目があると、下水道へ放流場合は下水道の受入基準があります。河川で放流する場合には、有害項目が 28 物質、有害重金属、有機塩素化合物、農薬等は規制があります。ダイオキシン類 1 物質、その他 BOD の項目、生活環境項目等 15 物質があり、合計 44 物質の規制項目が決められている。</p> <p>その他、ごみの臭いがするので、悪臭防止法がある。基本的には敷地境界線規制が基本です。騒音についても敷地境界線規制、振動についても敷地境界線規制が適用される。こういうもので公害関係については以上のようなことが適用されます。</p> <p>次に焼却炉についてですが、プラントホームからごみを入れてごみピットからクレーンでつり上げて焼却炉に入れていくと、燃焼してその排ガスをボイラーの熱交換で熱をとり、減温塔で温度を下げていき、この後でばいじんとか取るにあたって、バグフィルタを使っていく。</p> <p>このバグフィルタはガラス繊維で作られており、高温になると溶けるので、200℃位出ないと使えません。ダイオキシン問題が騒がれる前</p> |
|--|--|---|

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>は、300℃付近で排ガスのばいじんが電気集じん機で良く除去できるので普及していたのですが、集じん機の入口と出口で排ガスダイオキシンを測定すると出口が非常に高くなることがわかりました。</p> <p>どうも燃焼排ガス 800℃程度の高温排ガスを冷却する過程で 300℃位になると再合成が起き高くなる。つまり電気集じん機内で発生していることがわかりました。排ガス温度の低い 200℃程度で使用するバグフィルタ内ではほとんど発生しないことがわかり、排ガス浄化方式は、電気集じん機からバグフィルタに代わっています。</p> <p>ごみ中継施設ですが、ごみの中継であり、ごみピットになるかどうか分からないが、ごみピット、クレーンまたはコンベア、油圧で押し出ししたり、方式が決まらなると分からないが、当然ごみを扱うので臭気が発生する。脱臭・送風機、大型運搬車、が中継用としている。基本的には常温、活性炭で対応できると思う。</p> <p>また積み替え方式等によって粉じんが発生するかも知れないので、当然対策が必要です。大きな設備にはなりません。排水、洗車排水とごみピット排水はどうするのか。臭気、敷地境界線で騒音、振動敷地境界線規制適用。騒音振動防止規制法もある程度一定規模の施設が適用される。小さい破砕機は法律に係るかということ、それは係りません。そ</p> |
|--|--|---|

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>れは焼却も一緒に小さい規模は係りません。係らなかつたら何をして良いのかという訳にはいけません。</p> <p>次ですが隣の田原本のごみ中継施設を視察に行ってきました。その中のドラム方式を採用しています。ドラム方式も一長一短があり、これからの検討対象として、町はホッパーに入れてドラムに入れて、搬出車で運搬するという、一つの事例である。</p> <p>焼却施設は燃えて物が排ガスとして大気に出ることから、機器も設備も非常に大きくなり、数も増えて、大きい建屋が必要である。中継施設は設備機器が少なく、数も少ないので建屋自体も非常に低くて済む。</p> <p>建屋が大きくなると煙突部分、排ガスを処理して出すが、処理して出しても回りに拡散して濃度が薄くなる。できるだけ排出された汚染物質濃度を低くするためには高い煙突から出す必要がある。そういう意味で周辺の環境のためできるだけ小さくするのであれば、できるだけ高い煙突で、通常は60m弱に設定している。60mを超えると航空法があり、点滅器をつけたり色々規制がある。ほとんどは59.5mで60m超えるところは100m超えるとかにしている。</p> <p>一方、ごみ中継施設では、燃焼排ガスがなく排気量も少ないし、汚染物質濃度も低いと、低い排気口から</p> |
|--|--|---|

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>排出されるので、排出の高さも低くて済む。</p> <p>後、焼却施設は非常に高温で燃焼させるので膨大な大気汚染物質ができるので、濃度を下げる浄化施設が必要となる。中継施設は排気筒換気だけなので常温になると活性炭を使うので非常に楽になります。このあたりが大きな違いになります。</p> <p>一般廃棄物処理施設については、自治体が行う家庭ごみの処理施設をいい、ごみ処理施設とし尿処理施設と最終処分場の3種類がある。廃棄物処理施設に該当した場合は、廃棄物処理法が適用される。</p> <p>ごみ中継施設は、一切法律にかからないのかというと、どこにも書いてないので、ここで調べたら一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準の中で第3条があって、収集についてはの一般廃棄物の積み替えを行う場合（中継施設に適用）は、①積み替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、一般廃棄物の積み替えの場所であることの表示がされている場所で行う。②積み替えの場所から一般廃棄物が飛散し、流出し及び地下に浸透し並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。③積み替えの場所には、ねずみが生息し及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。の3つくらいかと思う。また、都市計画法があり、この中で処理施設とは都市計画法の中で都市施設に該当するので、色んな手続きが出てきます。中継施設</p> |
|--|--|--|

| | | |
|-------------------------------|--|---|
| | | <p>は都市施設に該当しません。というあたりが大きな違いになっている。最後に焼却施設は全部適用される。</p> <p>ポイントだけまとめてみましたので、一度参考にしていただけたらと思います。長くなりましたが、これで説明は終わりますが、また質問があればゆっくり見ていただければいいと思う。法律的にはこんなところ。あればまた調べます。</p> <p>これで中継との比較をさせていただきました。これをもって協定書を良く見ながら、また思うところがあると思いますので、また意見を出していただけたらありがたいです。</p> |
| <p>(4) ごみ中継施設整備手法別対比表 (案)</p> | | |
| <p>発言者</p> | | <p>回答者</p> |
| <p>会長</p> | <p>それでは、次の議事(4)のごみ中継施設整備手法別対比表(案)についてを説明願います</p> | <p>事務局</p> <p>資料3をご覧ください。</p> <p>まずは「クリーンセンター施設を活用する場合」と「中継施設を新設する場合」を大きく2つに分け、更に「クリーンセンター施設を活用する場合」を「現施設建屋を改造する場合」と「現施設をそのまま活用する場合」に分け、「中継施設を新設する場合」を「新たな敷地を確保する場合」と「クリーンセンターの敷地を活用する場合」に分け、全体として4つの配置検討をしたいと考えています。今年度中にプラン図の作成及び費用面も掲示させていただく予定です。</p> <p>それぞれ、中継施設及び協定による公共施設の配置検討項目の説明、可燃ごみの積み替えに関する設備</p> |

| | | |
|-----------|--|---|
| | | <p>機器や一般持込・許可業者の対応の項目、粗大・不燃・資源ごみの保管場所や積み替えに関する対応の項目、中継施設を設置するための建物・設備と解体・撤去費用を計上する項目、中継施設の整備に要する用地費を計上する項目、中継施設運営に係る費用の見込額を計上する項目、各項目を検討し、利点や課題を整理する項目、最後に全ての項目を検討しまして、どの方法が優位なのかを町民会議で議論した上で、結果を導き出す項目を一覧表にしたものです。この件につきましては、プランと費用面を出ささせていただきたいと思っています。この表を埋めて検討資料とする。他に比較する意見があれば10月中を目途に事務局まで連絡ください。</p> <p>その後、追加項目があればみなさんに議論をいただこうと考えています。この中の図とか費用面とかはこちらではなかなか正確な費用とかも出せないのので、コンサルに委託してプランとか費用を出ささせていただこうと考えています。以上です。</p> |
| <p>会長</p> | <p>あくまでも比較検討表であり、当然跡地利用はどうするのかという中で、協定書で縛られている部分もあり、場合によっては逸脱する可能性もあるかも知れませんが、一応町民会議としてはもうちょっと絵を描いてもらえば具体性が分かるのですが。 先ほどの私の比較表も一緒なん</p> | |

| | | |
|--|---|---|
| | <p>ですけど、これを4つぐらいを一つのモデルとして検討した場合、何がどう違うのか、この辺もきちんと把握しながら議論していった方が良いのではないかと考え、相談して提案させていただきました。</p> <p>これ以外に検討した方が良くと思うこと、何かございませんか？またあるようでしたら事務局まで報告してください。</p> | |
| <p>(5) 現施設操業停止後の跡地利用及び中継施設建設スケジュール (案)</p> | | |
| <p>発言者</p> | | <p>回答者</p> |
| <p>会長</p> | <p>ないようでしたら、次の議事(5)現施設操業停止後の跡地利用及び中継施設建設スケジュール(案)についてをお願いします。</p> | <p>事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の会議でもお示ししましたが、2段目の今回は協定書に基づいた日程も追記している。協定書どおりだといつからどんな協議を始めるとか、いつ操業を停止し、いつ施設を撤去するのかを表記している。その他は前回と同様ですので簡単に説明します。 ・ 1番上は広域組合の予定です。H28.4.1に組合が設立しています。28年度から4年間環境影響評価とH31年度には都市計画の決定を二カ年にわたり、H32～34年度には事業者の決定と施設建設の工事期間で35年度を目途に操業開始する予定です。組合の施設の借地期間は60年間天理教と契約を結んでいます。 ・ 2段目の協定書のスケジュールですが、操業開始後7年のH25年度中に協議を開始することと操業か |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>ら 10 年後の平成 28 年度に決定するということで、跡地として公園緑地、教育文化施設、体育施設、福祉施設に活用するとなっている。操業期間は開始後 15 年で停止ということで H34.3.18 までとなっている。それと操業停止後 2 年以内の H36.3.18 までに撤去することになっている。</p> <p>・3 段目の現施設停止後の跡地利用決定までのスケジュールについて H29,30 を目処に現施設の跡地利用の計画策定を考えています。協定書を基本に町としては一定の方向性を示し提案させていただく。時期は未定であるが最終的には操業停止後 2 年以内に撤去とうたわれています。現地点では何をするのかは未定です。34 年度には現施設の設備等撤去の工事实施設計にかかり、操業が終わり 2 年以内に設備等の撤去工事となっている。</p> <p>・次に 1 番下段のごみ中継施設建設場所の選定及び方針決定までのスケジュールについては、H29 は一般廃棄物処理基本計画の策定ということで現在コンサルに委託しているところである。並行して 29 年度、30 年度と場所が決定し用地が買えるようでしたら、交渉・取得となる。この 2 カ年で場所を決定したいと考える。31 年度には中継施設の整備計画を決定し、31 年度、32 年度で工事準備期間として、測量、地質調査、ごみ中継施設建設工事の実施設計の予定である。32 年度か</p> |
|--|--|--|

| | | |
|-----------|--|---|
| | | <p>ら33年度には仮設の積み替え工事の実施設計と建設工事を予定している。現施設の操業が34年3月までと天理広域の稼働が35年度であるので1年以上の期間がでてくる。その間現施設を利用させていただいて、民間の方へお願いするという形になれば、仮設の積み替え工事が必要ありません。この件は地元のみなさんに説明し理解を得たいと考えている。33年度、34年度とごみ中継施設の建設工事になっている。前回は説明させていただいたスケジュールで、先ほどの幹事会でスケジュールというのを基本にしてその都度、町民会議を進めていき中継施設建設の良い方向を導きだしたいと考えている。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>会長</p> | <p>はい、建設のスケジュール（案）ということで、色々と検討事項があるかと思いますが、一応こういう形で、赤の操業停止期限、これに併せて色んな作業がでて参ります。これに合わせて動かしていくと、当然ごみ町民会議のスケジュールに併せて必要な結論をださなければいけませんし、みなさんの検討材料を考慮して決めていければと思っています。何か他のご質問はございませんか？</p> | <p>委員</p> |
| <p>委員</p> | <p>1番上に書いている建設スケジュール表の黄色の部分1年半となっていますでしょ？29年度のそれと資料1の組合の進捗状況が書いてあるのですが、黄色が既に1</p> | <p>事務局</p> <p>はい、資料1については、天理の方でこのような会議があったという内容でして、資料4の黄色のところは組合の事業でして、今4年間にわたって環境影響評価をするという</p> |

| | | | |
|----|---|-----|---|
| | 年過ぎて、次の黄色のどこまでいってらっしゃるでしょう、これと縦の赤とブルーがおそらく後ろにずれる可能性はあるのか？ | | ことで、資料1の方では事業まで載せていません。当然これから頻りに会議が増えてくると思いますので、その時は詳しい内容を報告させていただきます。 |
| 委員 | 黄色の矢印 28年度が一般廃棄物処理基本計画策定と書いている文字が 29年度にずれ込んでいませんか？ | 事務局 | これは黄色の矢印と一般廃棄物と書いてあるのがずれていまして、28年度に完了しています。文字が隣の年度にはみ出ているだけで、上の広域施設環境影響評価は4年間という形になっています。 組合の方のごみ処理基本計画ですが、またみなさんにご覧いただきたいと思いますが、みなさん全員の分がありませんので、またコピーをしてお渡しする。 |
| 委員 | 予定どおり進んでいるということですね。スケジュールの上（広域組合）が狂うと下の方（中継施設）も狂ってきますので、確認しました。 | 事務局 | 次回、組合の天理での事業内容の方、わかりやすく報告させていただきます。口頭ではなくペーパーで報告させていただきます。 |
| | | 町長 | 私の方から詳しく説明させていただきます。スケジュールの上の黄色の31年度まで黄色の矢印の部分は、広域の環境影響評価の4年間、それに併せて施設の基本計画を策定する。この地域の環境測定をしてどういった施設が適当かどうかを併せて計画して、機種も決めていくという作業ですので、既に28年度からスタートしておりますので、スケジュールどおり進んでいることを確認しております。また、下の一般廃棄物処理基本計画はもう既に策定済みですので、この計画がないと環境省の補助が受けられません |

| | | | |
|----|--|----|---|
| | | | <p>ので、この計画もできあがっております。</p> <p>広陵町では一般廃棄物ごみ処理基本計画は10団体で作る計画に合わせて、広陵町のごみ処理基本計画も見直さなければなりませんので、その計画は広陵町で策定しなければなりません。ごみ処理町民会議の中でやってもらうという形になっております。基本的には天理市での10市町村での一般廃棄物処理基本計画によって、広陵町のごみ処理基本計画も纏めていくことで、町民のみなさんにどういった分別でごみ減量を進めていくかをこの町民会議で決めていただくということがあります。広陵町としてはできるだけごみを減らすと、ごみ分担金が減るので、今後ともごみ減量の取組をしっかりとやっていただくということをお願ひしたいということです。スケジュールどおり進んでいかないと広陵町のスケジュールも合いませんので、そのことはしっかり確認をしながらまた報告させていただきます。</p> |
| 会長 | <p>ちょっと動きが心配だということでしたので、それだったら大丈夫だと思いますが、往々にしてスケジュールというのは遅れますので。</p> | | |
| 会長 | <p>他にありませんか。</p> | | |
| 委員 | <p>協定書のスケジュールで行きましたら、今年度と来年度で用地交渉・用地取得と赤で書かれています</p> | 町長 | <p>色んな案を出して協議をしてもらわないといけませんので、資料3で提案させていただくことを含めて</p> |

| | | |
|------------|--|---|
| | <p>すが、私の意見ですが役場の方からイメージで町中央公民館の建て替えの話がありました。セットで抱き合わせでこちらの方で中継所をやれないかと提案されたらどうですか？役場の方からはいいにくいですか？</p> | <p>みなさんと協議をさせていただこうと思っております。どれを選ぶのか町民会議で決めていただいて、最終的に町議会、町民のみなさんに問いかけして、最終判断をしたい。色々な声をいただいて決めていきたい。委員おっしゃったことも含めて提案をさせていただくので、この町民会議でご議論願えたらと思っています。</p> |
| <p>会長</p> | <p>ありがとうございます。その他ございませんか。</p> | |
| <p>副会長</p> | <p>委員さんの話しにありましたように、正直に言って町民会議が的確にスケジュールのこれについて議論、協議するとまずぴしっとリアルにできる訳ですので、ずれてしまったら、どっち向いて電車に乗っていくのかと、可能性のあるわけで、町民会議がものすごく具体的な協議に入ることをきっちりとしていかねばならない。これは理事者の方、話しもきっちりしてもらわないといけない。町民会議でしっかりと最高責任者は町長であり、きちっと提案する議会は議決するという機関なので、ここの町民会議の最高責任がとれる訳ではないから。それともう一つ、きっちりこれについて遠慮なしに、こんな話しもいただいた訳やから町長、部長中心となってスケジュールにあった協議をしてもらうことが私は大事だと思う。</p> | <p>町長</p> <p>町民会議の方から中間報告書をいただいております。これでは決定のしようがないと思っておりますので、担当にもっと具体的に検討して、この町民会議で議論していただける資料をだすようにと指示をしていますので、先ほど事務局が説明しましたように費用はかなりかかりますが、コンサルに委託をしてこの手法を選ぶとこれだけかかる、どんな問題があると、しっかりと示させていただいて、意見をいただき最終決定は町として決めさせていただかねばならない。</p> <p>私一存で決めるわけにもいきませんので、町として判断をし町長が決めます。議会で議決をいただくことになりますので、そういった仕組みは当然ご理解をいただいていると思いますので、最終私が判断しなければいけないことは十分承知しておりますので、色々な条件を提案させていただき、その声を聞かせていただきながら、判断したいと思いま</p> |

| | | | |
|----|---|----|---|
| | | | すのでよろしくお願いします。 |
| 会長 | ありがとうございます。はいどうぞ | | |
| 委員 | <p>一つ要望ですが、会長がごみ処理施設とごみ中継施設の比較をさせましたけど、やはり協定書の中身にごみ処理施設の位置付けをもらいまして、おそらくここに中継基地を持ってくるのであれば、ごみ処理施設ではないから協定書に抵触しないということで進められると思いますが、例えば地元の住民にしたら、ごみ中継基地であろうが、ごみ処理施設であろうが、やはり目線としては行政的な考えと住民から見る施設とは、行政ではごみ処理施設でなく中継施設であると言われても、地元の住民からしたら使い分けの判断、いくら説明してもごみ処理施設ではないかと。やはり行政からの目線と住民目線は違いますので、これだけ比較表を出してもらいましたけど、また法的にも適用する、しないとか、私自身、奈良市で勤務していたとき、法に触れない臭いがすることで基準値の臭いを出していないと言いましても、住民の方から臭いがすると言われれば、やはり耳を傾け、それに対応する施策をとっていきましました。やはり、工場内の排気ダクトから低周波が出るということで、住民の方からノイローゼに</p> | 会長 | <p>これは始めからお話ししたとおりで、法律とか環境だけでは決定できませんけど、これは重要なことなので一つの基本的な知識として見ながら読んでほしいことであり、例えば今の話しでもごみ処理施設だから協定でごみだから当然受け入れられないという話しをされると意見も議論も何もなくなりますので、色んな形で、今言った高周波の話もそうですし、そういう懸念があるなら当然、法律では書いていないと思うけど、高周波を発生する施設でもないから、それも付加して住民の方が心配するようなことはできるだけ排除しながら話し合うのだったらそのように進めていくのが常識ではないかと思う。これで直ぐ決まりといったことではないので、それでも常に協定はいつも頭に入れながら一応作っているつもりですが、見方も違うかも知れませんが、非常に参考になりました。ありがとうございます。</p> |

| | | | |
|----|--|-----|--|
| | なり、病的になった。それについても法的に問題はないといいましたけど、低周波の専門の所に行き、対応策をとって住民に対応したので、法的に問題ないということでしたが、住民サイドの立場になって考えていかれる方が良いかと思います。 | | |
| 会長 | 他にありませんか。 | | |
| 委員 | <p>3点だけ教えていただきたいです。</p> <p>1点目は資料1で職員の派遣というのがありますが、広陵町から派遣か？</p> <p>2点目は、会長が作っていただいた1番最後にごみ焼却施設とごみ中継施設の比較ということで、ごみ中継施設6番目の水質汚濁防止法にひっかからないのか？例えば車両を洗ったりする水とかは関係ないのか？</p> <p>3点目は質問ですが、みなさんご存じだと思いますが、元号が近々変わりますが、読み替えということでいいんですか？以上3点お願いします。</p> | 事務局 | <p>1点目の職員派遣の件ですが、初年度は天理市職員6名だったが、2年目のH29からは大和高田市から1名、計7名で組合の運営をさせていただいている。H30年度でもう1名必要ということですが、おそらく町から出す人数が限られていますので、たぶん天理市さんからの派遣になると思いますが、広陵町からの派遣は今のところございません。3点目の元号もかわりますが、読み替えでお願いします。その時は作成します。2点目は会長からお願いします。</p> |
| 会長 | <p>はい。抜けていますね。ピット排水、洗車排水とか汚水である以上、処理した後、当然規制がかかります。排水放流の話はしていますが、規制の話が抜けていました。焼却場も排水が出れば中継所も一緒です。他よろしいでしょうか。</p> <p>それでは時間もちょうど良い時</p> | 事務局 | <p>それでは、次回の町民会議ですが、予定としましては、12月頃と考えております。決まりましたら前もってご案内させていただきますので、よろしくお願いします。また、急に事案が出ましたら、お集まりいただくこととなりますので、またご案内させていただきます。</p> |

| | | | |
|----|--|-----|--|
| | 間になりましたので、事務局の方からお願いします。 | | |
| 会長 | 最後に青木副会長よりごあいさつをいただきます。 | 副会長 | <p>閉会の挨拶をさせていただきます。本日は大変お忙しい中、また久々のいい天気の中ご参集いただきありがとうございます。</p> <p>また、先ほど来、副町長が中心になっていくわけで、担当ということで色んな意見も出まして、地元周辺でもありみなさんのご理解、また法的にどうもなかっても、町としてきちりと対応して丁寧に説明をしていくのが義務とっております。そういう意味で中継施設が絶対に必要だということなので、はっきりとこの場所の選定につきましてもしっかりと皆さんと共に議論していただきたいと思っております。今日は町長も来ておられますので、広陵町にとって最大の事業ですのでみなさんのご協力なしではだめだと思います。今後ともよろしくお願います。副町長もしっかりとしていただきたいと思っております。誠にありがとうございました。</p> |
| 会長 | これで町民会議を終わらせていただきます。暑い中長時間ありがとうございました。 | | |